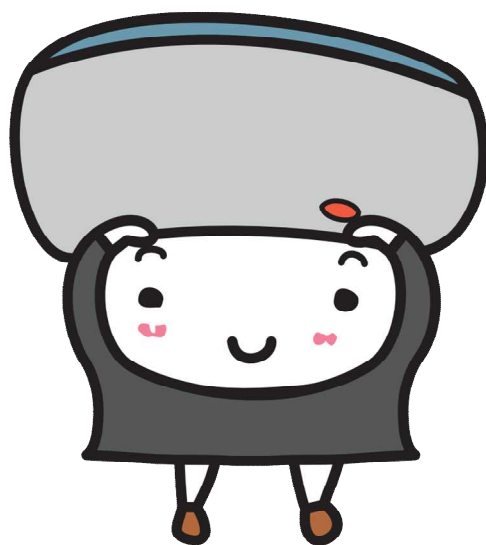


伊丹市安全・安心見守りカメラの 設置および運用に関する ガイドライン



伊丹市安全・安心見守りキャラクター

アッちゃん

令和3年4月

伊 丹 市

目 次

1	目的	1
①	ガイドライン策定の目的	1
②	安全・安心見守りカメラ設置目的	1
2	設置ルール	2
①	地域住民の意見の尊重	2
②	設置場所	3
③	撮影範囲	4
④	設置していることの表示	4
3	運用ルール	5
①	責任者の設置	5
②	秘密の保持	5
③	撮影された画像データの取扱い	5
④	撮影された画像データの提供	6
⑤	問い合わせ・苦情等への対応	6
⑥	運用状況の公表	7
⑦	不正な取扱いが行われた場合	7
4	おわりに	7

1. 目的



①ガイドライン策定の目的

伊丹市では、安全・安心のまちづくりの実現に向けて、犯罪の抑止を目的として、通学路や公園、広場等に、また、災害時の監視体制の強化、検証を目的として、過去の水害のあった場所等に「安全・安心見守りカメラ」を設置します。

このカメラにより、自分の姿が知らないうちに撮影され、本来の目的以外に利用されるのではないかと不安に感じる方もおられることから、「安全・安心見守りカメラ」を効果的に活用しながらもプライバシーについては保護していかなければならないため、市民の皆さまに安心していただけるよう、その設置及び運用等に関する条例を制定しました。その内容をよりわかりやすく、市民の皆さまにお知らせするため、このガイドラインを策定しました。

②安全・安心見守りカメラ設置目的

市民の皆さまが安全に安心して暮らせるよう、下記の目的のために設置します。

(1) 犯罪の抑止

安全・安心見守りカメラを設置するとともに、設置していることを明示することによって、犯罪を抑止します。

(2) 事件・事故の早期解決

安全・安心見守りカメラの画像を活用して、事件・事故の早期解決を図ります。

(3) 災害対策及び検証

自然災害による被災状況を、リアルタイムに災害対策本部等で把握することにより、迅速かつ的確な災害対策につなげます。また、後にその災害の検証に役立てます。



(4) 行方不明者の搜索

警察へ行方不明者の届出をされた場合に、安全・安心見守りカメラの画像データを活用して、搜索に協力します。

(5) 市の施策のための基礎調査

市民の生活の安全を確保するため、放置自転車調査等、個人情報の収集を目的としない市の業務にデータを活用します。

《地域が抱える諸問題については…》

まず伊丹警察署にご相談ください。

警察が犯罪にあたりと判断し捜査する場合、安全・安心見守りカメラの画像データを活用します。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 落書き等 | → 軽犯罪法違反 |
| (2) ごみの出し方・マナーが悪い | → 廃棄物処理法違反 |
| (3) ペットの飼い主マナー問題 | → 廃棄物処理法違反 |



●個人が所有している駐車場や神社等の管理のために、安全・安心見守りカメラを設置しません。

2. 設置ルール



①地域住民の意見の尊重

安全・安心見守りカメラは、設置に同意していただける地域に設置します。さらに、設置場所は、市で決定するのではなく、伊丹警察署のアドバイスのもと、地域で熟議を重ねながら決定します。

＜設置に向けての地域での合意形成のステップ＞

- (1) 地域懇談会の開催 (H26. 12. 4～H27. 1. 27)

- (2) 地元説明会の開催 (H27. 6. 28～H27. 8. 9)
- (3) 各小学校区で意見のとりまとめ
- (4) 設置箇所の決定 (ワークショップ実施)
- (5) 映り込む個々の家庭の了承
- (6) 地域パブリックコメント

【学区地図】

- ・通学路
- ・事件発生箇所
- ・放火発生箇所
- ・事故多発箇所等



②設置場所

警察等からのアドバイスをもとに地域が決定した通学路や公園、広場、また、自然災害の監視が必要な河川等に設置します。

例えば・・・

❖道路



❖公園・広場



❖河川



❖マンション敷地や事業所敷地内



限られた人が撮影の対象となり、公共の場所ではないため設置しません。

※ なお、防災目的のカメラについては、過去の水害等を参考に、国や兵庫県による河川等監視カメラの設置の有無を考慮し、市で設置場所を決定します。

③撮影範囲

撮影範囲は、必要最小限の範囲とします。また、安全・安心見守りカメラに映り込む市民の方が希望される場合に、プライバシーマスク機能を活用する等、可能な限り私的な空間の個人を識別できる画像が記録されないようにします。

《プライバシーマスクの例》



- ※ プライバシーマスク機能とは、撮影・録画する場合に特定の場所を隠すことが可能なものです。
- ※ 私的な空間とは、通常、他人には入られたくない、見られたくない場所を指します。住居でいえば、家の中等になります。

④設置していることの表示

安全・安心見守りカメラを設置する時は、誰にでもわかるよう見やすい場所に、カメラが作動中であることを表示します。

例えば・・・

安全・安心見守りカメラ
作 動 中
伊丹市 Tel : 072-783-1234



3. 運用ルール



①責任者の設置

安全・安心見守りカメラの画像データを適正に取扱うため、責任者を置きます。

(1) 管理責任者…市の担当室長

安全・安心見守りカメラの運用・管理が正しく行われるよう、そのすべてを取りまとめます。

(2) 取扱責任者…市の担当課長

安全・安心見守りカメラについて、実際の取り扱いの責任者となります。

(3) 担当者…管理責任者の許可を得て、取扱責任者が指名した者

取扱責任者の指示のもと複数名で、安全・安心見守りカメラの操作や画像データの複製を行います。また、その操作状況を記録し、管理責任者に報告します。



②秘密の保持

責任者や画像を取扱う職員は、画像から知り得た情報を正当な理由もなく第三者に漏らしません。責任者や画像を取り扱う職員が、異動や退職でその職から離れた後も同様とします。

③撮影された画像データの取扱い

画像データのデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像データの複製や持ち出しが容易になっていることから、画像データの漏えいがない管理体制を整えることが大切です。

- (1) 安全・安心見守りカメラでは、1日24時間撮影し、その画像は、加工せずに撮影時の状態（プライバシーマスク等で加工している場合もありま

す。)のまま保存します。

- (2) 安全・安心見守りカメラで撮影された画像データの保存期間は 7 日程度とし、保存期間が終了した画像データは、上書きにより自動的に消去され、必要とならなければ誰の目にも触れることはありません。
- (3) 災害対策を目的として使用する安全・安心見守りカメラは、画像を閲覧できるモニター等を設置します。

※ モニター設置場所：都市交通部、総務部危機管理室

- (4) 保存された画像データについては、パスワードの入力がなければ記録媒体から抜き出すことができず、抜き出した画像データは入退室管理をされた部屋に保管し、外部への持ち出しはしません。
- (5) 画像データは、利用目的を達成するために必要な場合を除き、複製しません。複製した場合の画像データの保存期間は 30 日以内としますが、正当な理由がある場合で、運用責任者の許可があれば、その期間を超えて保存することもあります。

なお、画像データを複製する場合は、パスワードの入力が必要となります。

- (6) 画像データを提供する場合は、提供を行った日時や提供理由等を記録します。

④撮影された画像データの提供

画像データについては、次の場合以外には提供しません。

◆法令等に基づく場合

- (1) 裁判官が発する令状に基づく場合
- (2) 捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）
- (3) 弁護士会からの照会（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項）に基づく場合等

◆個人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合



⑤問い合わせ・苦情等への対応

安全・安心見守りカメラの設置及び運用に関する問い合わせや、要望、苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応します。

⑥運用状況の公表

安全・安心見守りカメラの画像データの利用状況（提供先、目的、件数）については、毎年1回、市ホームページを活用し、市民の皆さんに公表します。

⑦不正な取扱いが行われた場合

安全・安心見守りカメラを取扱う職員が、不正にその管理・運用を行った場合は、法令等により処罰されます。

4. おわりに



安全・安心見守りカメラの設置という「ハード事業」だけでは、本市が目指す安全・安心なまちづくりは実現できません。これまで地域が主体となった防犯活動や見守り活動などを実施していただいている、人による「ソフト事業」と合わせて実施することで、「日本一安全・安心なまち 伊丹」を目指します。



このガイドラインに関するお問い合わせ先

兵庫県 伊丹市 都市交通部 交通政策室 都市安全企画課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1

TEL 072-784-8055／Fax 072-780-3531

HP:https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKOTU/TOSI_ANZEN/camera/index.html

E-mail : toshianzen@city.itami.lg.jp